

第3回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議

次 第

日 時：令和2年4月7日（火）20：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症患者の発生（市内3例目）について

（2）改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

（3）その他

4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、
関係部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長、
郡山消防署長

1 市長あいさつ

皆さんに安倍総理の緊急事態宣言全文を読んでいただきたい。

本日、市内で3例目の新型コロナウイルス感染の3例目が発生した件、それ
から緊急事態宣言を受けて、これからの行動について申し上げたい。

2 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生（市内3例目）について

・保健所次長

本日市内3例目となる陽性患者が発生。詳細については資料記載のとおりであるが、行動歴については保健所で調査中。

濃厚接触者は、現在のところ確認されていないが、なお詳細を調査する。

(2) 改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

・保健所次長

緊急事態措置の実施期間は、令和2年4月7日から5月6日まで。

対象区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県。

密閉、密集、密接の三つの密を防ぐことが重要。

専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人の接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には感染者を減少させることができるというもの。

今回の緊急事態宣言は新型インフルエンザ対策特別措置法第32条に基づくもの。詳細については資料記載のとおり。

(3) その他

・市長

緊急事態宣言を実施する7都府県の住民の方との交流は控えていただきたい。インターネットや電話で連絡をとるなど、極力接触を控えてほしい。

密閉、密集、密接の3密の状況を防ぐため、換気に気を付け、手洗いを徹底してほしい。

いかに3つの密と手洗いを浸透させるかが重要、関係団体等にも情報提供をお願いしたい。

一人ひとりの生命、財産、人権を守るため、新型コロナウイルス対策に最善を尽くしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について 市内3例目



ターゲット 3.3

令和2年4月7日
郡山市保健福祉部
保健所地域保健課
担当：佐久間 敦雄
TEL：924-2163

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

4月7日、福島県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

市内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、3例目となります。

【患者の概要】

- (1) 年代：50代
- (2) 性別：男性
- (3) 居住地：郡山市保健所管内
- (4) 症状・経過

3月31日	発熱 38℃台（倦怠感、咳嗽、痰、呼吸苦出現）
4月1日	朝 37.6℃。市内医療機関を受診。内服薬処方され帰宅、自宅療養
4月5日	右胸下側に疼痛出現。帰国者・接触者センターに相談
4月6日	市内医療機関を受診し入院。PCR 検査実施
4月7日	PCR 検査結果、陽性判明 同医療機関に入院中

(5) 行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴なし
- ・症状出現後は受診以外に外出なし
- ・新型コロナウイルス感染者との接触について、本市保健所で調査中

(6) 濃厚接触者

なし

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

安倍総理 緊急事態宣言全文

基本的対処方針等諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症については、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命および健康に対して重大な被害を与える恐れがあり、かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているとされました。

このような状況について、全国かつ急速なまん延による国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出いたします。

緊急事態措置を実施すべき期間は、本日、令和2年4月7日から5月6日までの1カ月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県および福岡県の7都府県となります。

なお、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められる時は、すみやかに、緊急事態を解除することといたします。

この後の記者会見で、国民の皆様には、改めて私から詳しくご説明いたしますが、緊急事態を宣言しても海外で見られるような都市封鎖を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは、可能な限り維持しながら、密閉、密集、密接の三つの密を防ぐことなどによって感染拡大を防止していく対応に変わりはありません。

他方で、緊急事態措置の実効性を高め、爆発的な感染拡大を防ぐためには、今般、改訂を行った基本的対処方針に基づき都道府県からの外出自粛要請等への全面的なご協力や社会機能維持のための事業の継続など国民の皆様、お一人お一人に十分なご協力をお願いする必要があります。

もっとも重要なことは、何よりも国民の皆様の行動変容、つまり、行動を変える。専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人の接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。

効果を見極める期間も含め、ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1カ月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割削減を目指し、外出自粛をお願いします。

政府においては、この国家的な危機にあたり、国民の命と健康のことを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取り組みを進めて参ります。各位にあっては、今後とも基本的対処方針に基づき、対策に全力を挙げてください。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

(1) 行動計画の作成等

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 物資及び資材の備蓄

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(*)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、遊技場、遊興施設、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資等



新型インフルエンザ等緊急事態宣言の要件

要件①

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるもので政令で定めるもの）が発生（特措法*第32条前段）

肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める**重篤である症例の発生頻度が**、（季節性）インフルエンザにかかった場合に比して**相当程度高い**（施行令**第6条第1項）

要件②

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態であること（特措法*第32条後段）

新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は死亡した者が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある**経路が特定できない場合**（施行令**第6条第2項第1号）

又は

新型インフルエンザ等を**公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合**その他の新型インフルエンザ等の**感染が拡大している**と疑うに足りる正当な理由のある場合（施行令**第6条第2項第2号）

* 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)

** 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年度政令第122号)

2つの要件すべてに該当



新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や遊技場や遊興施設等の使用制限の要請（特措法第45条）
②病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）等

※上記の要請は、対象地域の各都道府県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

感染を防止するための協力要請等について（法第45条）

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置が講じられます

不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、期間と区域を定めて（※）、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請します。

（※）潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断（都道府県内のブロック単位等）。

遊技場や遊興施設等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、期間を定めて遊技場、遊興施設等多数の者が利用する施設（注1）の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置（注2）を講ずるよう要請します

（※）具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示される予定です。

注1 「施設」の具体的内容は、政令で規定。

注2 「措置」の具体的内容は、政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができます。（罰則なし）

- 要請・指示を行ったときは、その旨が公表されます。